

令和5年度長野市スポーツ推進審議会（第2回）会議録

日 時	令和5年11月24日（金） 午後2時00分～午後4時00分
会 場	長野市役所第二庁舎10階 会議室201
出席者	委員9名、事務局8名
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議 事</p> <p>(1)今後の社会体育館のあり方について</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>
議 事	<p>（議事進行 堀江会長）</p> <p><b>議事(1)：今後の社会体育館のあり方について</b></p> <p>事務局より、資料1について説明。以下質疑応答。</p> <p>E 委 員：今まで維持管理費としてあったお金はそのままキープした状態で、利用者負担分があるのか、それを合わせたもので運用していくということでしょうか。</p> <p>事 務 局：基本的には、そのような考え方になります。先ほどのお話のとおり、資料10ページの赤枠の部分、この部分がどのくらいの大きさになるかによるところではありますが、より四角形に近づくとそのような考え方になると思います。この四角形が薄くなってしまおうと、「●進まなかった部分」というこの白い部分が残ってきってしまうので、そこの部分をどこまでやっていきましょうか、というところが本日お考えいただくことになるかと思います。</p> <p>A 委 員：資料11,12ページのところで、世の中の流れといいますか、そういうコスト高を見ると、やはり受益者負担という考え方というのは、私も賛成の立場で発言をしておりました。ただ、それがいくらになるのかというのは、やはり一住民とすれば、近隣地域はどうなっているのかとか、こんなところが足りないのか、そこを細やかに対応していきますとか、スピード感を持って対応していきます。といったアピールポイントがあることが必要になってくるのではないかと思います。</p> <p>もう1点、部活動について触れられていましたが、中学校に関して言いますと地域移行は進んでおります。ある中学校は、学校の体育施設を使いつつも、場所の確保に頭を悩ませていると聞きます。資料9ページに</p>

部活動の地域移行について触れられていますが、やはり子どもたち、児童生徒が使うとなると、一般の料金ではないところの部分が必要になってくるのかなと個人的には思います。そこはまた中体連とも連携していくことが大事だと思います。

事務局：近隣地域の使用料のお話については、前回の第1回の審議会資料でも出しておりますが、中核市で言いますと、500円以内が1市、501～1,000円が5市、1,001円～1,500円が3市、それから2,001円以上が4市あります。

また、県内19市のアンケート結果によると、501～1,000円が4市、1,001円～1,500円が7市、それから2,001円以上が1市でございます。以上が近隣地域の状況でございます。また、部活動の地域移行の場合の料金設定についてもご意見いただきありがとうございます。

C 委員：基本的には私も受益者負担については賛成の立場であります。前回から今回にかけての資料を私自身で大きく課題を仕分けしますと、1つ目は有料化を前提とした価格の問題、2つ目は受益者の区分、負担軽減対象のすみ分けをどうするか、子ども、高齢者、障害者の扱い、それと部活動の地域移行による活動団体の扱い、いわゆるプライオリティと言いますか、この方たちにどのような軽減措置を講ずるかということところです。3つ目として、管理者を誰にするか。これは直営の場合もありますし、指定管理という手法もあります。

過去に私が提案した様な、最寄りの住民自治協議会の中で代行管理していくことも1つと思います。それもすべて基本的には料金に由来するところも多い中で概ね理解はしておりますが、資料の12ページの負担コストのイメージの部分450、カッコで900とありますが、これは1コマ2時間の料金ですよ。そうなりますと重々注意をしておかなければならないのは、子ども、高齢者、障害者、部活の地域移行による利用者というものを視野に入れたときに一律で1コマいくらということが適正であるのか。これはやはり十分に議論をすべきなのかと。

例えば、ここにありますように450円を基本にして、1人で使う場合には450円。それを10人で使った場合には1人あたり45円という考え方でよいのです。そうしますと逆に負担の不公平感が生まれる可能性はないのかどうか。1人で体育館1面を使うことは減多にないことだとは思いますが、結果的に1人しか来なくて1人でやりましたと。やはり団体が使う場合と、数人で使う場合の負担感、これをどのように軽減していくか、もしくはある程度ボーダーを設けるべきか、これはしっかりと議論するべきだと思います。

私は、一定の、例えば5人以上の団体が使う場合とか、実際に部活動の

地域移行に伴う団体が使うとなれば10人以上ともなるわけですが、団体が利用する場合は料金単価を上げてしかるべきだと思います。やはりそうしながら負担の公平感というものを均等に維持していかなければならないのかなど。まず基本的な料金体系を見据えた上で、軽減措置を講じなければならない対象者をどうするか、また派生して、では誰が管理していくのが一番コストのかからないやり方なのか。話の方向性をそういう風にしていかないと中々難しいのかなと思います。

事務局：私たちもそこについては課題であると認識をしております。長野市にも1人何円というスポーツ施設はあります。一番わかりやすい例はプールですが、これはやはり施設管理者がいることで成り立っていると思います。なので先ほどの意見も非常に理解をしており、議論をして今後の料金案にも反映させたいと思っておりますが、現状社会体育館は無人の施設でありまして、人数に応じた仕組みというものが難しく、社会体育館については面貸しという形を取っている訳です。

加えて、例えば照明代とか空調エアコン代を上乗せして料金設定している地域もあるのですが、これについてもやはり管理者がいることで格段にやり易くなるものであります。ホワイトリングや東和田体育館といった一部指定管理に出ているところは別として、多くの無人の社会体育館でどのように料金設定していくかが大きな課題になりますが、頂戴した意見を参考にしながら、今後最終的な案に持っていきたいと考えております。

C 委員：先ほどの追加ですが、基本的には行政側が予算を確保しながら、そこに有料化を進めていこうという2段階方式で、資料11ページを見ると、維持管理費プラス有料化をすることでメリットと捉えております。トイレ清掃から始まって、コストが利用率、利用料が増えれば増えるほど上の段階へ動くことができるので、有料化することのメリットを最大限生かしていくべきだと考えております。最終的には施設の建て替えまで視野に入れるとなると、当然行政側の予算では追い付かなくなる。そうであれば限られた予算の中で、目標を上には伸ばすことを考えるのであれば、先ほどの軽減措置と同時に団体で利用する場合の料金については慎重に考えていくことによって実現可能になるのかなど、そのような考えです。

E 委員：料金の利用者負担を決めるにあたっては、先ほどからもあるように区分とか、減免制度とか、人数で決めるとか様々な視点で議論をもっとしっかりとしていかないと決めるのは難しいと感じています。いずれにしても利用率が下がってしまったり、スポーツ人口が減ることが無いように

しなければならないということ。あとは、公平感、負担感、そういったものを払拭できるような構築が必要であると思います。

料金についても、もちろん利用者側にとっては安いことに越したことはないと思いますが、中途半端なことをしてしまうと何のための利用者負担なのかというところを皆さん感じるとと思います。やはり金額を出しただけのもは返ってくる、それ以上のものが返ってこないといけないと思いますので、その辺の見せ方、考え方といったものをしっかりと考えていく必要があると感じました。

あと、料金を450円～2,500円と示していただいておりますが、いまいちイメージが掴めていなくて、この450円を負担したらどの程度、今の維持管理が良くなっていくのか、体育館が良くなるのか、使いやすくなるのか。

事務局：細かい数字について今回お示ししていないのですが、維持管理のみで年間6,000万円。これは体育館32か所を維持管理する上で年間6,000万円の税金を投入しております。これは修繕費、光熱費等必要最低限の管理をするための額ということになります。

ここをベースに積み上げをしていって、例えばトイレ清掃を1日1回入れるとか、備品を更新するとか、トイレを洋式化しますとか、そういったものを積み上げていった結果が右側の3億4,000万という金額になります。これらを1コマあたりのおおよそのコストにするとそれぞれ、900円と5,000円という数字になり、その費用の半分を皆さんの負担として頂戴しますと450円、2,500円という金額になります。数字としてはまた次回ある程度具体的なものをお見せできるかと思っております。

G 委員：今お答えいただいた部分が不明なところでもあったのですが、受益者負担の金額が見合ったもの、イメージとしては、プールの利用料金みたいな形で1人いくらとしていくのが一番明確かなと思います。

例えば、1人いくら負担したら維持管理プラスここまでできるということを明確にしてもらって、負担に見合った提示の仕方、これだけ集まればこれができますといったところを明確にしていくことが重要になってくるのかなと思います。あと個人と団体の金額の違いとか。

事務局：個人と団体の考え方について、参考までに2年前に実施したアンケートによりますと、社会体育館利用者については、1団体あたり10名というのが一番多い利用になります。やはり1人での利用とかは全く無いとは言えませんが、10名程度の団体で利用しているケースが非常に多い結果になります。あと無人施設になりますので、人数の把握は難しい部分があります。したがって私たちとしては面貸しを基本として料金設定を考

えていきたいと考えております。

G 委員：現在の体育館利用に際しての登録というのは、個人とか団体という区分はなく、すべてが団体という登録ということか。

事務局：はい。5名以上の団体で登録をしてもらっています。

F 委員：長野に来て驚いているのですが、京都では、まあ、京都市内からは離れた亀岡というところにいたのですが、受益者負担という考えは当たり前でした。

あと、面貸しという話があったのですが、やはりそれぞれの自治体によって考えが違うのはあって、京都にいたときは近くに体育館があって、小学校高学年や中学生は学校のクラブ活動が終わったら、保護者は子どもたちを体育館へ連れて行って、自動券売機で大人200円、こども100円くらいの料金を支払うという感じで。土日とかも体育館へ行くことがすごく楽しみだった思い出がありました。それで、長野市に来たらあらかじめ予約をしなければ利用できなくて、常に開放されているものではないということが驚いています。

面貸しが当たり前と考えていくには、市民に対する告知の仕方とか、持っていく方で印象がだいぶ変わってくるのでは。フィットネスクラブで感じることは、フィットネスクラブとか、行政から委託された健康教室で個人で運動やっている方はたくさんいる中で、体育館は安全で、雨が降ってもできるし、面貸しをする中で、一緒に開放する時間を設けるとか、スマートロックをもう少し工夫して、個人でもっと健康維持、健康寿命を延ばしていくことが大事になってくるのかなと。その中で利用率が下がってしまう心配もあるので、告知の仕方等でその辺は変わってくると思います。

特に年配の方は、自由に行けないのであれば、体育館ならあるじゃないかと、雨でも問題ない。ただ歩くだけでも良いと思うし、もう少し個人でも使えるようなものを提供できたら良いのかなと思います。

料金に関しては、団体はいくら、個人はいくらというところと、小学生、中学生、一般と分けて明確に料金のすみ分けができると良いと思う。誰でも使いやすい環境を作ってあげるのが良いと思う。修繕や維持管理とかコストが高くなっていくところに関しては指定管理とか考えていけば良いと思う。

事務局：資料の7ページの②これからの使い方の中で、先ほど非常に貴重な意見を頂戴しましたがけれども、何となくそのようなイメージで考えているところはあります。

体育館ですと全く天候に左右されないということで、面貸しでなくて、子どもの遊び場として個人に開放することができないのかなど。このイメージがまだ具体的にはなっていないのですが、雨が降った時に子どもを連れていくところが無いと、保護者からも意見をいただいているので、体育館をそんな感じで使用していいのか、皆さんと知恵を出していければと思っております。ちなみに京都で利用されていた体育館というのは、有人施設で管理者がいたのでしょうか。

F 委員：電気は付いていて誰か事務所にいたのだろーと思っておりますが、施設は常に開放されている状態で、自動券売機でお金払って、中に入って使うみたいな雰囲気のところでしたが、管理人の姿というものは一度も見たことがありませんでした。

D 委員：私も受益者負担は当たり前と思っております、少人数の利用はどのくらい先ほどお示しいただきましたが、10名程度の団体利用が多いということで、やはりその辺りの料金区分けは進めていかなければならないのかなと思っております。

加えて、中山間地施設の利用率というのは低いと思っております、どうしても市街地に集中してしまう。その差がかなりあると思っております、その辺りの料金の決め方も考えていきたいと思っております。

事務局：中山間地ですと利用率3割、市街地は8割といった感じで利用の状況には差があります。市街地は予約を取りにくい、中山間地は空いているといった状況ですので、委員の皆様からご意見頂戴しながら決めていく中で、中山間地施設を無料にすることで、市街地施設の混雑を緩和できるのであれば、それもあるのかなど。ただこれが公平公正とか平等の観点かということは今後事務局でも研究をしていかないと思っておりますが、このようなやり方も1つであります。

B 委員：受益者負担って、行政等でかなり前から使われている言葉だと思うのですが、受益者負担でどちらかという使った施設そのものへの負担みたいなイメージで、今回の有料化は長野市の社会体育施設全体の今後の色々な改善とか、それこそ施設改修も含めたということからすると、何か受益者負担っていうのも有料化っていう言葉に変えた方が色々説明は付くのかなど。

地域間の利用料の違いも、受益者負担って考えれば下げるのはおかしいってなるかもしれない。そうではなくて長野市全体の社会体育施設の差を埋めたりとか、先々の修繕ということで有料化を進めるって方が説明としては良いのかなと感じました。言葉の使い方だけの問題と言えそ

れまでなのですが。

もう一つ地域差に加えて施設の違いも結構ありますので、一番新しいところだと、災害もありましたが長沼体育館。次に新しいところだと大豆島体育館ですかね。芹田体育館はかなり古くて、その施設の使い勝手の違いに対して利用料金をどう反映させていくのか。あと皆さんも言われている通り、個人であったり、子ども、高齢者、障害者の料金区分に差を付けるか。料金の話は今日で決まる訳ではないので、色々な意見があった方が良くと思います。

事務局：今お話しいただいた通り、例えばサンマリーンながのプールが出来ました。建設費がこれだけかかりました。このコストに対して受益者負担何割というのは誰が見ても分かると思いますが、今回はそこから踏み込んでおまして、これだけコストがかかったという形ではないです。今後長寿命化改修や施設建替えも含めて有料化するという事で、おそらく長野市の施設管理の中でもあまり例がない形とっております。32の体育館の中でこの体育館を新しくしました。これに対していくらにしますって考えではないということになります。体育館全体を見て、この32の体育館を今後しばらくは廃止せずにすべて維持していく考えで、有料化をして、維持管理をしていくということになります。

B 委員：今回の話は社会体育館という話の中で、例えば、野球は外で、グラウンドでやっています。ということは無料ですと。一方体育館でやるスポーツは有料ですと。長野市内のスポーツ全体を見たときに、そういった現象が起こってくるのだらうなと思っております。

事務局：これに関しては事務局でも同じような議論をしております、例えば河川敷のグラウンド等も予約をした上で利用していただいておりますが、それが実際に利用されていたかどうかは把握できていないところがあります。そういったグラウンドを維持管理していく中で、草刈りの費用ですとか、本当は負担をしていただいて維持管理、整備に充てていかなければならないと思っているのですが、なかなか難しいのが現状です。これは、有料のテニスコートの話になるのですが、悪天候で利用できなかった場合、返金を始めました。ただこれがなかなか手間のかかる事務作業になります。管理人がいれば当日の天候等よく分かるのですが、無人ですので本当に使えたかどうかというところが分からず、後から返金という形にどうしてもなってしまうのが現状です。

B 委員：整理すると、今回の有料化の観点は、屋内の施設である社会体育館が、子どもたちの遊び場であるとか、高齢者も体を動かせる場所に最適であ

るということに辿りつく。これ以上、施設の範囲を広げていくと複雑になり過ぎてしまうということですね。

副会長：私も、体育館って行ったらすぐ使えるというイメージをずっと持っていました。4年くらい前に県の健康福祉増進の講演会がありまして、その中でトリム公園の話がありました。長野県の場合はトリム公園と言っても雪に埋まってしまうこともありますし、この個人スポーツの在り方というのはもっと大きな視点というか、総合的に見ていかないとはいかないかなと思います。

面貸しでやる時は、資料の12ページなのですが、例えば半分のお金をいただければこの6,000万円に上乗せできるのかなと思っていたのですが、税金の部分をどう受益者負担で賄うということなのでしょうか。

事務局：2分の1ずつ利用者に負担していただいておりますが、行政判断しましょうということですね。

副会長：となると、やはり私は高ければ高い方が良いのではないかなと思います。それによってクラブのスポーツ人口が減ってしまうのではなくて、まあクラブの運営方針の問題でもあるのですが、これだけお金がかかっているから皆さん参加してねと。不参加でも負担してもらいますねと。そうなれば、皆さん来ていただけるのかなと。それによって施設も改善され良くなり、好循環を生んでもっとスポーツが振興していくのではないかと。逆にどうせタダだし、キャンセルでもいいやではいけないと思う。クラブみんなで負担すれば、2,500円を25人で負担すると100円なんだよって言って、誘っていくことがスポーツ人口も増えていくやり方だと考えています。

あと、中体連関係の子どもたちや障がい者に対しての減免措置はお願いしていきたいところです。

資料10ページのところで、この赤い受益者負担部分が上がっていけば、この白い空白部分が無くなっていきますというのを資料12ページとも関連付けて示していくと理解して頂き易いのかなと思います。450円だとこの程度までしかできないけれど、2,500円であればここまでやっていけますという見せ方ですね。

事務局：受益者負担というものは、体育館利用者がいるから負担してもらわなければならないという考えの他に、今現状の長野市の施設予約システムで社会体育館が基本的に予約困難な状況にあります。非常に悪循環というか、とりあえず予約はしてしまおう。直前になって人数集まらなければキャンセルしてしまえばいいということが非常に多い状態で、本当に使



いたい方が使えないという課題があり、その解決策の1つに有料化しましょうというのも背景にあります。価格については今後も議論の中で検討していきますし、障がい者等の減免措置についても今後考えていきたいと思っております。

会 長：皆さんからの貴重な意見ありがとうございました。私も前回からずっと社会体育館の関係について話をさせていただいている中で、スポーツ協会という立場で話をさせていただくと、一番の前提はスポーツ施設を残していくということになります。長野市民に対してより良いスポーツ施設を残していくことを大前提として考え、その中で使い勝手であるとか、施設の中身であるとか、立地場所だとか、それらを勘案した中で、色々な使用方法がありますが、受益者負担というものは前回の委員も含めて誰もが認めていることです。

ただ、先ほどから皆さんの話にあったように、費用を負担する以上、何の見返りがあるのか、何の費用負担なのか、皆さんが当然負担するものと思っただけることが重要だと考えています。ただ、一律に同じように負担しましょうとか、何らかの利用者に寄って違いを付けましょうといっても必ず全員の方が満足することは無い。なので、どこかでラインを引かざるを得ないというのが今までやってきた社会体育館の在り方検討の1つの内容だと私は総括しております。

今日もお聞きした中で、一番は施設を残すということが大前提なので、社会体育館を皆さんに利用してもらえるにはどうしたらよいかと。個人利用なのか、面貸しなのかというのは1つの検討材料だと思います。

それから、古い体育館と新しい体育館との違い、中山間地にある体育館と市街地にある体育館の違い。これを厳密に分けて色々やっていくのは正直無理だろうと思います。ただそういうところを少しでも市民の方に訴えるような形で有料化ということであれば、利用者は皆納得して使っただけけるのではと思っています。

社会体育館でこういう形で議論しておりますが、屋外のグラウンドは管理者がいないので、正直難しい。天候の問題もありますが、予約したけれども使用しなかったというトラブルが非常に多いと聞いています。このようなことも踏まえてすべてを行政側で管理していくことは私は不可能ではないかと思っております。なので、その辺りの線引きをどうするか。大変難しいと思いますが事務局に出してもらって、金額的にもどの程度の金額であれば問題なく利用してもらえるか。それが日常化していくことが大事で、いくら出して施設を使っていましょって雰囲気にしていくことが非常に大事であると思います。

ただ、今までお金を取っていなかったところで、急にお金を取り始めますってなれば、当然納得できない方も出てくると思います。それを一步

乗り越えて、こういうことが長野市のスポーツ振興に大いに繋がって  
いくんだ、社会体育館を守っていくんだということをアピールしてもらっ  
て、事務局にはもう一度精査をしてもらい提案していただくと。  
金額についても、450円～2,500円という形で出してもらってはいます  
が、これがすべてではないと思っております。

#### 4 その他

文化スポーツ振興部長挨拶  
以上